

令和5年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年5月16日

湯沢市農業委員会

第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年5月16日(火) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時36分

閉会 午前10時11分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

18名中18名出席

(午前9時36分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	高山 善樹
主 査	小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 公共事業等に伴う転用の届出

(4) 公共事業等に伴う一時転用の届出

3 議 案

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理  
事業）

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 事	
議 長	<p>開会宣言 午前9時36分 委員総数18名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、3番 瀬川 等 委員、4番 麻生 良子 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
議 長	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 9 件で、面積は 55,033㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが 6 件、第三者へ利用権設定するため 1 件、第三者へ所有権移転するため 2 件となっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は 3 件で、面積は 21,351.03㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定のため 2 件、第三者へ所有権移転するため 1 件となっております。</p> <p>次に、3 公共事業等に伴う転用の届出は 2 件で、届出土地は 1 件が [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED]㎡のうち 2.25㎡、もう 1 件が [REDACTED]、地目は畑、面積は [REDACTED]㎡のうち 2.25㎡で、届出の事由は 2 件とも携帯アンテナ基地局新設工事のためとなっております。</p> <p>次に、4 公共事業等に伴う一時転用の届出は 1 件で、届出土地は [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED]㎡のうち 851.46㎡で、届出の事由は市道 [REDACTED]のためとなっており、工期は令和 5 年 4 月 [REDACTED]日から 7 月 [REDACTED]日までとなっております。報告は以上です。</p>
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。
議 長	次に議事に入らせていただきます。 議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 5 年 5 月 16 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 1 件、面積 27,377.07㎡であります。申請事由は、経営移譲のためであります。</p> <p>次に議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 4 件、面積 9,750㎡であります。申請事由は、申請番号第 1 号、2 号、3 号は高齢</p>

	<p>による経営縮小のため、申請番号第4号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書8ページから9ページをご覧ください。所有権移転は7件、面積18,608㎡であります。申請事由は、申請番号第1号は経営縮小のため、申請番号第2号、6号は高齢による経営縮小のため、申請番号第3号、4号、5号、7号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
4 番	3条賃貸借権設定 申請番号3の地目が樹園地となっているが、何が植えられているのか。
議 長	暫時休憩します。(午前9時42分)
議 長	再開します。(午後9時43分)
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	ご質問のありました3条賃貸借権設定 申請番号3の申請土地で栽培されているものはサクランボです。
議 長	他に質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第6号「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。
	次に、議案第7号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第7号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地

<p>議長</p>	<p>利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年5月16日提出。なお、農用地利用集積計画の決定に係る議案につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、ただいま朗読説明いたしましたとおり案件名等について変更しております。説明は以上です。</p> <p>ここで、議案書11ページの利用権設定 整理番号 第43号は1番 高橋 忠雄 委員、整理番号 第44号は7番 沓澤 弥 委員、整理番号 第35号は8番 高橋 郁夫 委員、議案書12ページの整理番号 第45号、46号、47号は13番 佐々木 昇 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定 整理番号 第43号を審議しますので、1番 高橋 忠雄 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>（1番 高橋 忠雄 委員、退席） （午前9時46分）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>（高山班長、挙手） 高山班長。</p>
<p>高山班長</p>	<p>議案書11ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第43号は、賃貸借権の新規設定で、面積は5,063㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第43号を計画のとおり決定することと</p>

	<p>いたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(1番 高橋 忠雄 委員、着席) (午前9時48分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定 整理番号 第44号を審議しますので、7番 沓澤 弥 委員の退席をお願いいたします。</p>
	<p>(7番 沓澤 弥 委員、退席) (午前9時48分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書11ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第44号は、賃貸借権の新規設定で、面積は6,743㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第44号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(7番 沓澤 弥 委員、着席) (午前9時49分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定 整理番号 第35号を審議しますので、8番 高橋 郁夫 委員の退席をお願いいたします。</p>
	<p>(8番 高橋 郁夫 委員、退席) (午前9時49分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>



議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書11ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第35号は、賃貸借権の新規設定で、面積は6,819㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定 整理番号 第35号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。  (8番 高橋 郁夫 委員、着席) (午前9時50分)
議長	次に利用権設定 整理番号 第45号、46号、47号を審議しますので、13番 佐々木 昇 委員の退席をお願いいたします。  (13番 佐々木 昇 委員、退席) (午前9時50分)
議長	事務局より説明をお願いいたします。  (高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案書12ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第45号、46号、47号は、賃貸借権の新規設定で、面積は9,201.65㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定 整理番号 第45号、46号、47号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
議 長	(13番 佐々木 昇 委員、着席) (午前9時51分)
議 長	次に、議案第7号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書12ページから16ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が17件、面積は98,343.03㎡であります。新規の設定が16件、再設定が1件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
3 番	議案書16ページの整理番号 第40号、41号の賃借人の合同会社 藤倉屋は新しくできた法人か。
議 長	(大野事務局長、挙手) 大野事務局長。
大野事務局長	合同会社 藤倉屋につきましては、皆瀬地区担当の最適化推進委員である高橋 昇 委員が代表を務めている法人で、法人を設立してまだ1年ぐらいであり、これから水田等の経営規模を拡大していくということのようです。
議 長	他に質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)

議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第7号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に議案第7号 経営基盤強化促進法 所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書17ページをご覧ください。経営強化基盤促進法所有権移転は1件で、面積は3,815㎡であります。申請事由は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第7号経営強化基盤促進法 所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第7号 経営基盤強化促進法 利用権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書18ページから19ページをご覧ください。経営強化基盤促進法利用権移転は7件で、面積は44,353㎡であります。申請事由は、利用権移転 整理番号 第1号から7号まで経営移譲のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化</p>

議 長	<p>促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第7号経営強化基盤促進法 利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第8号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第8号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年5月16日提出。</p> <p>議案書21ページから22ページをご覧ください。利用集積計画整理番号（転貸人へ）が5件、面積は33,861㎡であります。貸付理由は経営縮小によるものであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）は5件、経営拡張による借受けであり、賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、農地利用集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。議案第 8 号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」は、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>（高山班長、挙手） 高山班長</p>
高山班長	<p>議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 5 年 5 月 16 日提出。</p>
高山班長	<p>初めに 5 条所有権移転申請番号第 1 号について説明させていただきます。議案書 24 ページ、議案付属資料は 13 ページから 22 ページをご覧ください。申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田、面積は■■■■ m<sup>2</sup>であります。</p> <p>申請内容は、道路事情にも優れ学校にも近い住環境に適した地域にある申請地を取得して、一般住宅を建築するための転用となっております。</p> <p>申請地は、市立湯沢南中学校から北へ約■■■■ km、湯沢市役所から南へ約■■■■ km に位置し、東側は田、北側は宅地、西側は道路、南側は道路に隣接しています。</p> <p>農地区分は、都市計画区域・第 1 種中高層住居専用地域であることから第 3 種農地であると判断しました。</p> <p>事業計画は、造成工事等は行わず、建築面積■■■■ m<sup>2</sup>の住宅 1 棟の建築と、駐車場、通路及び雪捨て場■■■■ m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費については、用地取得費■■■■■■■■ 円、施設・建物建設経費■■■■■■■■ 円、設計費■■■■■■ 円、測量登記経費・搬入費等諸経費■■■■■■ 円、計■■■■■■ 円であります。資金計画は借入資金となっており、借入は金融機関の事前審査結果の書類で確認しております。被害防除計画は、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わないものです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。</p> <p>許可判断として、申請地は第 3 種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。</p>
高山班長	<p>次に、5 条所有権移転申請番号第 2 号について説明します。議案書 24 ページ、議案付属資料は 23 ページから 34 ページをご覧ください。申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田、面積は■■■■ m<sup>2</sup>であります。</p> <p>申請内容は、申請者譲受人が経営している■■■■ 会社の幹部社員を確保等</p>

するために住宅を建築し賃貸する予定であり、そのために申請地を取得し、一般住宅を建築するための転用となっております。

申請地は、湯沢文化会館から南へ約■■■km、湯沢市役所から北西へ約■■■kmに位置し、東側は田、北側は宅地、西側は宅地、南側は宅地に隣接しています。

農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。

事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m<sup>3</sup>の造成工事を行い、隣接する宅地■■■m<sup>2</sup>と一体的に利用し、建築面積■■■m<sup>2</sup>の住宅1棟の建築と、雪捨て場等■■■m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費については、用地取得費■■■円、造成・整地経費■■■円、施設・建物建設経費■■■円、設計費■■■円、測量・登記経費■■■円、搬入費等諸経費■■■円、計■■■円であります。資金計画は自己資金となっており、残高証明書で確認しております。被害防除計画は、北側、西側、南側に隣接する宅地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから、農地に隣接する東側のみ法面で処理し対応するものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下となっております。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

高山班長

次に、5条所有権移転申請番号第3号について説明します。議案書25ページ、議案付属資料は35ページから40ページをご覧ください。申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■m<sup>2</sup>であります。

申請内容は、現在所有している車が5台あるが、他に駐車場を借りている状態であるため、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車スペースを整備するための転用となっております。

申請地は、市立湯沢北中学校から南西へ約■■■km、■■■■■から北東へ約■■■kmに位置し、東側は宅地、北側は水路、西側は道路、南側は宅地に隣接しています。

農地区分は、住宅が立ち並ぶ中にある農地であり、水道管、下水道管が埋設された道路と接し、500メートル以内には医療施設と教育施設があることから、第3種農地であると判断しました。

事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m<sup>3</sup>の造成工事を行い、駐車場■■■m<sup>2</sup>と雪捨て場■■■m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費については、用地取得経費■■■円、造成・整地経費■■■円、設計費■■■円、計■■■円であります。資金計画は自己資金となっており、預金通帳の写しで確認しております。被害防除計画は、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わないものです。雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はな

	<p>く一般基準を満たしていると考えます。</p>
高山班長	<p>なお、農地転用案件3件すべてが、転用に係る面積が30a以下でありますので、議案書のとおり申請地を第3種農地と判断し許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、現地確認結果について、4番 麻生 良子 委員から報告願います。</p>
	<p>(4番 麻生 良子 委員、挙手)</p>
議長	<p>4番 麻生 良子 委員。</p>
4番	<p>議案第9号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月27日、5番 佐藤 昇 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議長	<p>議案第9号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、議案第9号について採決を行います。許可相当とすることとし、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当と決定し、許可の可否判断を会長に一任することいたします。許可の状況については、次回の総会で報告いたします。</p>
議長	<p>これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時11分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年5月16日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 3番 瀬川 亨 

署名委員 4番 麻生 茂子 